



山形県公報

令和4年8月5日(金)
第327号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……793
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- 同……………(同) ……794
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……795

告 示

山形県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人リトリート 米沢市大字笹野656番地の4	訪問介護ステーション万益舎 米沢市大字笹野656番地の9	居 宅 介 護	令和4.8.1
一般社団法人リトリート 米沢市大字笹野656番地の4	訪問介護ステーション万益舎 米沢市大字笹野656番地の9	重度訪問介護	同

山形県告示第632号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和4年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 漁業権者の名称及び住所

- (1) 名 称 西置賜漁業協同組合
- (2) 住 所 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1

2 漁業権の免許番号 内共第3号

3 変更の内容

第6条第1項の表中「友釣り、どぶ釣り」を「さお釣り(友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り(フライ釣りを含む。))」に、「3月1日」を「4月1日」に改める。

第10条第1項の表中

「友釣り、どぶ釣り、がら掛け(掛け釣り)」

を

「さお釣り(友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り(フライ釣りを含む。))、がら掛け(掛け釣り)」

に改め、同条第

3項の表中

「中学生 一般遊漁料の額の1/2に相当する額」を

「中学生 一般遊漁料の額の1/2に相当する額」に改める。
女性（小学生及び中学生を除く。）

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和4年8月5日

山形県告示第633号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和4年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
 - (1) 名 称 最上川第二漁業協同組合
 - (2) 住 所 西村山郡河北町谷地字山王23番地1
- 2 漁業権の免許番号
内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号
- 3 変更の内容
第3条第5項の表中

「寒河江川 寒河江市八楯地内慈恩寺橋から上流昭和堰堰堤まで」を
「寒河江市三泉地内寒河江川橋から上流慈恩寺橋までの寒河江川 7月1日から10月1日正午まで」

「寒河江川 寒河江市慈恩寺地内の昭和堰堰堤から下流寒河江川橋上流端まで」に改め、

同条に次の1項を加える。

- 8 次の表の左欄に掲げる水産動物の中欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる区域内において行わなければならない。

水産動物の種類	漁具・漁法	区域
あゆ	ルアー釣り	寒河江市三泉地内の寒河江川橋上流端から下流溝延橋上流端まで

第8条第1項の表中 「友釣り」 を 「友釣り、ルアー釣り」 に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和4年8月5日

山形県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営清水堰地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営清水堰地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間

令和4年8月8日から同年9月6日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第635号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和4年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第213号
- 2 指定の場所 東根市神町中央二丁目3番5の一部、1030番の一部、3番5先、1030番先
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル、7.00メートル
延長 44.92メートル、16.04メートル
- 4 指定年月日 令和4年7月27日

令和4年8月5日印刷
令和4年8月5日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県